

令和6年4月1日に改正障害者差別解消法が施行されたことに伴い、視覚障害、聴覚・言語障害、肢体不自由、病弱・虚弱、発達障害、精神障害、その他心身の機能障害を有する障害者には、事業所（短大）が「合理的配慮」を提供することが、法令上の義務となりました。つきましては、授業において配慮を希望する・相談したい学生は、事務部・学生係に、申し出てください。係員が、「合理的配慮申請書」を渡しますので、それに記入し、さらに根拠資料として障害者手帳や診断書の原本もしくはコピーをあわせて提出してください。